

令和 4年度予算見積調書

課室名：国保医療課
担当名：国保財政担当
内線：3427

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B20	国民健康保険財政調整繰出金			一般会計	民生費	社会福祉費	国民健康保険指導費	国民健康保険事業特別会計繰出金	
事業期間	平成17年度～	根拠法令	国民健康保険法第72条の2第1項			針路	03 介護・医療体制の充実	SDGsゴール	3
						分野施策	0303 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	3-8
1 事業概要 国民健康保険財政の安定化を図るとともに、市町村の財政状況や特別な事情に応じた財政調整を行うため、医療給付費等の9%分を国民健康保険事業特別会計に繰り出す。 国民健康保険財政調整繰出金 33,119,725千円				5 事業説明 (1) 事業内容 当該繰出金を活用し、国民健康保険特別会計において保険給付費等交付金（普通交付金・特別交付金）を市町村に交付する。 ア 普通交付金…各市町村が保険給付に要した費用を全額交付する。 イ 特別交付金…市町村の医療費適正化や保険税徴収の取組などに応じて交付する。 (2) 事業計画 令和4年度県負担額は、令和4年度の医療給付費等の9%相当額（33,119,725千円） ア 普通交付金…令和4年度の医療給付費等の8%相当額 イ 特別交付金…令和4年度の医療給付費等の1%相当額 (3) 事業効果： 国民健康保険財政の安定が図られ、健全に運営される。 平成30年度決算額 34,124,194千円 令和元年度決算額 33,812,781千円 令和 2年度決算額 32,006,904千円 令和 3年度予算額 32,763,804千円（当初） (4) その他 平成29年度までは、市町村間の国民健康保険財政の不均衡を調整する等のため、国民健康保険財政調整交付金として各市町村に交付していた。 平成30年度からは、国保制度改革により県に設置した国民健康保険事業特別会計に繰り入れ、保険給付費等交付金の一部として活用している。 (5) 終期を設定できない理由 国民健康保険法第72条の2第1項において、一般会計から算定対象額の100分の9を国民健康保険の特別会計に繰り入れることが定められているため。					
2 事業主体及び負担区分 事業主体：県 負担区分：医療給付費等の9%分を県が負担 (内訳)ア 普通交付金…8%相当額 イ 特別交付金…1%相当額									
3 地方財政措置の状況 普通交付税（単位費用・密度補正） (区分)衛生費(細目)国民健康保険事業費 (細節)国民健康保険医療助成費 (積算内容)都道府県繰入金等に関する事務									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1.7人＝16,150千円									

予算額		財 源 内 訳						一般財源	前年との対比
決定額	33,119,725							33,119,725	355,921
前年額	32,763,804							32,763,804	